

就職促進マッチング支援業務 企画提案仕様書

1 業務名 就職促進マッチング支援業務

2 目的

地域の経済状況は、コロナ禍により、深刻な影響を受けてきたが行動制限の緩和や5類への移行などによるインバウンドの増加やイベントの再開など地域経済の回復は着実に進んでいる一方で、建設業や販売業、医療・福祉・介護サービスなど、業種によっては依然として人手不足の企業が存在しており、求職者との「雇用のミスマッチ」は、依然として解消されていない。さらに、今後においては、社会経済活動の再開本格化により、人材確保を図る企業がより一層増加することが予想されていることから、人手不足に悩む企業と求職者とのマッチングを図り、地域の求人・求職のミスマッチの解消促進および安定した雇用環境の創出を図ることを目的とする。

※1 当該合同企業説明会は、『ひとり親家庭等雇用促進補助金』ならびに国の『雇用関係助成金（A. 雇用給付金）・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）』（以下「開発助成金」という。）の支給要件に該当する合同企業説明会である。

※2 このため、受託者は職業紹介事業についての許可を受け、かつ『開発助成金』の雇用給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者等である者とする。（『開発助成金』を取り扱うためには、都道府県労働局長あて同意書の提出が必要となります。）

3 業務内容

（1）合同企業説明会の実施に関すること

ア 開催時間・会場等

- ① 合同企業説明会は、委託期間内に3回以上開催するものとする。
- ② 合同企業説明会の開催周知、参加企業や参加求職者の募集に係る周知や広報の手法については、幅広く参加を募る観点から様々な媒体や手法を活用して行うこと。
- ③ 合同企業説明会の参加者が限られた開催時間内に極力多くの企業と面談できるよう参加者の動線を促す工夫をおこなうこと。
- ④ 雇用のミスマッチを防止する観点から参加企業の事業内容や求めている仕事の内容など参加者に対して分かりやすく伝える工夫を講じること。
- ⑤ 開催日程は各1日間で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、時間設定や入場制限を設けるなど工夫すること。なお、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。
- ⑥ 市内の雇用環境・求職者の把握に努めること。また、開催にあたっては、「新卒者向け」「転職希望者向け」などコンセプトを設定することも可とし、企業および求職者双方のニーズにあった内容の企業説明会となるよう企画立案すること。また、よ

り実効性の高い説明会となるよう、事前に参加企業や求職者に対してヒアリングを行うなど工夫すること。

- ⑦ 会場は、交通アクセスの利便性等を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症防止対策として、参加者数に応じ十分なスペースを有する会場を選定すること。また、演台やマイク、プロジェクター等研修に必要な備品については、受託者において準備すること。
- ⑧ 募集求人は、無期・フルタイム雇用のほか、有期雇用や、短時間雇用などの雇用形態も可とする
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大ほか、やむを得ない事情により、合同企業説明会の開催が出来ない場合は、インターネットを活用したオンライン説明会での開催も認めるものとする。なお、参加を希望する企業や求職者の中には、インターネット環境がない場合等も想定されるため、オンラインで実施する場合は、参加希望の企業や求職者に不利益とならないよう工夫すること。
- ⑩ 開催する合同企業説明会は、『ひとり親家庭等雇用促進補助金』ならびに『開発助成金』の支給対象となる説明会であるため、参加する企業（事業主）および求職者に対して、両制度の説明、周知を行うこと。
また、参加する企業（事業主）および求職者に対し「参加したことを証明する書類（証票等）」を発行し、『ひとり親家庭等雇用促進補助金』ならびに『開発助成金』の申請等において双方の書類が必要になること等の説明、周知を行うこと。
- ⑪ 開催後は、速やかに「参加企業・参加者名簿」を市に提出すること。
- ⑫ その他、自由提案として、合同企業説明会について、求職者に対し効果的に開催を周知するとともに就職に向けて有意義な内容とするための企画立案を行うこと。

イ 参加企業

- ① 採用に意欲がある市内企業を積極的に開拓し、できる限り幅広い業種・職種の企業を集めること。
- ② 参加企業は、事前登録制とする。
- ③ 参加企業は、以下の事項のいずれにも該当していること。
 - ◆ 職業安定法に規定されている求人不受理に該当しない者
 - ◆ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業者
 - ◆ 次のいずれにも該当しない者
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者
 - ・ 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
 - ・ 函館市に納付すべき税を滞納している者
 - ・ 国、地方公共団体、またはこれらの全額出資による法人である者
 - ・ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同前条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係事業者

に該当する者

- ④ 参加企業数は、委託期間内に労働者を新たに雇い入れる意向のある企業80社の参加を見込む内容とすること。また、一開催あたり当初の予定を大幅に超える参加企業の申し込みがあった場合は、事前に市と協議すること。

ウ 参加者

- ① 参加者は、一般求職者、転職希望者、未就業卒業生、2025年3月大学等卒業予定者（高校生除く）、無業者とする。
- ② 企画提案にあたっては、イトーヨーカ堂函館店およびテオーデパート本店の閉店など今後の雇用情勢等を踏まえ、1人でも多くの参加の応募があるよう工夫すること。
- ③ 参加者は、原則事前登録制とするが、当日に登録がない者が参加することも可とする。
- ④ 参加者数は、委託期間内に200人を見込む内容とすること。
- ⑤ 参加料は無料とする。なお、駐車場料金についても参加者の負担とならないよう配慮すること。

エ その他（託児サービスに関すること等）

- ① 子育て中の女性が参加しやすいよう、説明会実施の際には、会場に託児スペースを設置し、託児サービスを実施すること。
- ② 託児中は、託児を行う者を専従で配置することとし、託児人数に応じて専従者を増やすこと。また、託児サービス利用者の責めに帰する損害や託児サービス提供者の責めに帰する損害に対応するため、必要な保険に加入すること。
- ③ ほか、時間等の制約のある者でも参加しやすいよう配慮すること。

(2) 合同企業説明会の効果的な活用が図られるイベント等の実施に関すること

ア 開催時間・会場等

- ① 合同企業説明会ごとに、参加者対象セミナーや企業紹介など、参加者にとって合同企業説明会の効果的な活用が図られるイベント等を開催するものとする。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、時間設定や入場制限を設けるなど工夫すること。なお、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。
- ③ 市内の雇用環境・求職者の把握に努め、企業および求職者双方のニーズにあった内容の企業説明会となるよう企画立案すること。

(3) 就業支援（就職マッチング）

参加者の早期就職につなげるため、企業説明会終了後も企業見学・就業体験の誘導など、継続的に参加者および参加企業への伴走支援を行うこと。また、参加者へのヒアリングやキャリアカウンセリングのほか、「ジョブカフェ・ジョブサロン函館」等の就職支援機関や職業訓練機関との連携・活用を図るなど、個々の希望や適性を把握し、実効性の高い就職支援となるよう工夫すること。

※職業紹介を申し込んだ参加者が『開発助成金』の支給対象の可能性がある場合

は、参加企業にその旨を伝えること。

(4) 就職決定後の企業と労働者双方へのフォローアップ

(5) その他付随業務

ア 参加募集・受付

参加者を確保するため、効果的な方法により十分な周知を行うこと。

イ 運営業務

参加者の出欠確認、受講管理を適切に行うこと。また、事業実施に必要な運営体制を確保すること。

ウ 参加者・参加企業アンケートの実施・集計

参加者および参加企業へアンケート調査を実施し、集計結果を提出すること。
なお、アンケートの内容は、事前に市と協議すること。

エ 採用状況の確認

各企業説明会終了後は随時、採用状況を確認すること。

オ 報告業務

委託業務完了後、速やかに実績報告書を作成し提出すること（報告内容は市と協議の上決定する）。

カ その他事業の企画・運営に係る業務 など

※事業運営上やむを得ない事情がある場合は、市と協議のうえ、日程・場所を変更することが出来る。

4 業務範囲

(1) 合同企業説明会および合同企業説明会の効果的な活用が図られるイベント等の企画

(2) 説明会参加企業の開拓・募集

(3) 参加者の開拓・募集

(4) 合同企業説明会および合同企業説明会の効果的な活用が図られるイベント等の実施・運営

(5) 就業支援（就職マッチング）

(6) 就職に繋がらなかった者への支援

(7) 採用状況の確認

(8) 就職決定後の企業と労働者双方へのフォローアップ

(9) 事業終了後の結果報告

(10) 参加者・参加企業アンケートの実施

(11) その他事業の実施に関する業務

5 特記事項

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、市および受託者双方の協議により処理する。また、業務実施にあたっては、市が実施する他事業と連携を図りながら、

効果的な実施方法により執り行うものとする。

- (2) 本業務の履行にあたり、市は受託者が必要とする資料の提供について協力するものとする。
- (3) 市または本市関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (4) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) この業務の遂行にあたり、委託者から引き渡された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。
- (7) 提案価格の消費税等については、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (8) 新型コロナウイルスの感染を防止するため、事業の実施にあたっては、十分な感染防止対策に取り組むこと。